# 第5章

# 実 現 化 方 策 (マスタープランの) 実 現 に 向 け て )

本都市計画マスタープランを実現するためのまちづくりにお ける基本的な考え方や方策について整理しています。



# (1) 計画の実現に向けた取組

# ■ 基本的な考え方

都市計画の基本方針となる本計画では、将来都市像として「住んでよし 訪れてよし 育みのまちたてばやし」を掲げ、全体構想及び地域別構想のなかで基本方針とともに、その実現に向けた施策を掲げており、計画の具現化に向けて、以下のような基本的な考え方で取り組みます。

- 土地利用や建築物などの規制、誘導などに係る事項の決定、変更にあたっては、本計画の方針に沿って進めます。
- 具体的なまちづくり施策の実施について、本計画の方針に沿って進めます。
- 土地利用、道路、公園、公共交通、安全、環境など、横断的なまちづくりにおいては、本計画の方針との整合を図り、関係者と調整、連携しながら進めます。

# ■ 具体的な取組

- 将来都市像の実現に向けて、都市計画マスタープランを活用し、着実にまちづくりを実践していきます。
- 本計画では、人口減少、少子高齢化などの社会情勢の変化に対応するため、都市計画が 主体となる取組に加え、産業、観光など他分野が主体となる取組についても、都市計画が支 援する方針を定めます。
- 都市計画以外の分野が主体となる取組について、必要に応じて働きかけを行い、庁内で連携しながら効果的、効率的なまちづくりを進めます。

【具体的な取組の概要】

### 全体の取組

(土地利用) 集約型都市構造への転換の推進

地域特性をいかした土地利用の展開

(交通体系) 都市活力と利便性を高めるバランスのとれた交通網の構築

安全で快適な交通環境の形成

(館林都市圏地域公共交通計画)

(都市環境) 都市施設の効率的な整備と管理 (館林市公共施設等総合管理計画)

魅力ある都市景観の形成と風景の維持、継承(景観条例等の検討)

(都市防災) 国土強靭化地域計画に基づく災害に強いまちづくり (館林市強靭化計画)

防災、減災等のための安全なまちづくりの推進 (館林市強靭化計画)

市街化区域

# 市街化調整区域

### 市街地の取組

### (土地利用)

### 集約型都市構造への転換の推進

(館林市立地適正化計画、ウォーカブル都市の推進等)

### 質の高い居住環境の形成

(土地区画整理事業の促進、空き家等の有効活用等)

### 地域特性をいかした土地利用の展開

(用途地域の見直し等の検討)

### 調整区域の取組

# (土地利用)

### 地域の核の形成

(地区計画制度等の導入の検討、コミュニティに必要な施設の誘導)

### 地域特性をいかした土地利用の展開

(地域特性をいかした新たな拠点等の検討)

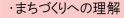
# (2) 計画の実現に向けた仕組

# ■ 住民、事業者、行政の「協働」によるまちづくり

これからのまちづくりは、館林市総合計画で掲げた将来都市像「里沼で息づく 持続可能で 強靭な 暮らしやすいまち 館林」の実現に向けて、都市計画をはじめ、環境・安全、健康、子育て、産業、福祉、学びなど、まちづくりに係る各分野が、相互に連携を図りながら多様な施策を進めることになります。また、今後の人口減少の進行や少子高齢化の進展などにともなう市の財政負担の増大などが予測され、まちづくりにおいては、住民や事業者などの果たす役割が重要になります。

また、本市の個性や強みをいかし、特色ある地域の成長を図るためには、官民が連携し、民間の設備投資等と官による基盤整備を一体的に行うことが必要です。

- 将来都市像を実現するため、住民(NPO などの市民団体を含む)や事業者、行政が、目指す将来都市像や課題を共有し、それぞれの役割に応じて協働しながら、まちづくりを進めます。
- 都市計画マスタープランを実現するためには、様々な分野の多岐にわたる 施策と連携する必要があるため、庁内の横断的な連携を図りながらまちづ くりを推進します。



・身近なまちづくりへの参画

·都市基盤の整備、維持等

・まちづくりの活動支援

・積極的な情報発信など

・まちづくりの実践

# 住 民

- ·地域貢献、社会貢献
- ・身近なまちづくりへの参画
- ·PPP/PFI 等による官民連携

# 古足浦堆

官民連携

事業者

行 政

# ● 住民参加の機会充実

·都市計画の決定、変更などの際に説明会、アンケート調査などを実施し、住民参加の機会の充実を図ります。

## ● 情報発信と意識啓発

・広報紙、ホームページなどを通じてまちづくりに関する情報発信と意識啓発に取り組みます。

# ● 住民、事業者などのまちづくり活動の支援

・市民活動推進事業助成金等により、町内会、NPO 法人などの各種団体のまちづくり活動を支援します。

### ● 都市計画提案制度の活用

·都市計画の決定、変更など地域が自ら提案できる都市計画提案制度に関する情報提供や 提案内容への助言などを行い、積極的に活用します。

# ● 関係機関(国、県、周辺市町)との連携、調整

・広域的な都市計画に影響を与える市町間の調整事項については、本計画に沿った考え方に基づき、連携、調整を図ります。

## 横断的な連携体制のまちづくりの推進(庁内)

・庁内の分野をまたぐ横断的な連携体制の確立を図り、本計画との整合を図りながらまちづく りを推進します。

# ■ 計画の遂行管理と見直し

- 都市計画基礎調査や国勢調査をはじめとした各種統計データを踏まえたま ちづくりの過程を適切に進行管理し、本計画に基づくまちづくりの取組を客 観的に評価します。
- ) 都市計画基礎調査の結果や総合計画との整合を図りながら、必要に応じて

# 計画の見直しを行い、より良いまちづくりへの改善を図ります。 Plan(計画) Do(実行) ● 計画策定 都市計画の決定、変更 ● 上位計画や社会情勢に ● 関係分野、関係機関と 連携したまちづくり 応じた改定 PDCAサイクル ● 進行管理 ● 課題の再抽出 ● 計画の見直しの検討 ● 計画の方針や施策の評価 Check (評価) Act(改善)

# ▶ 都市計画マスタープランの策定、改定 Plan(計画)

・上位計画の変更や想定していない社会情勢の変化などが生じた場合には、適宜改定を行 います。

# ● 都市計画の決定、変更 Do(実行)

- ・各種用途地域の指定など、土地利用や建築物などの適切な規制、誘導や具体的な都市整 備事業の決定、変更にあたっては、本計画の方針に沿って進めます。
- ・部門別計画の見直しや、まちづくりの各種事業の実施にあたっては、本計画との整合性を図 り、総合的、一体的なまちづくりを進めます。

# ● 関係機関と調整、連携 Do(実行)

・環境、健康、子育て、産業など、分野をまたぐ横断的なまちづくりにおいては、本計画の方針 との整合性を図り、各分野の関係者と調整、連携しながら進めます。

# ● まちづくりの進行管理 Check(評価)

・都市計画基礎調査結果により、本計画の方針や各施策の妥当性の評価などを定期的に行 い、まちづくりの過程の進行管理を行います。

# ● 都市計画マスタープランの見直し Act(改善)

・都市計画基礎調査の結果や社会情勢の変化などを踏まえ、総合計画と整合を図りながら、 必要に応じて計画の見直しを検討します。

	R3(2020)	R4(2021)	R5(2022)	R6(2023)	R7(2024)	R8(2025)	
Plan (計画)	計画改定						
Do		都市計画の決定、変更					
(実行)		関係機関と調整、連携					
Check		★都市計画	基礎調査	★立地適正化			
(評価)		まちづくりの	進行管理	計画見直し			
Act							
(改善)							

	R9(2026)	R10(2027)	R11(2028)	R12(2029)	R13(2030)	R14(2031)	
Plan							
(計画)							
Do	都市計画の決定、変更						
(実行)	関係機関と調整、連携						
Check	★都市計画	i基礎調査		★立地適正化	★総合計画	★都市計画	
(評価)	まちづくりの進行管理			計画見直し	目標年次	まちづくりの	
Act			シ南の日本1の分計				
(改善)	計画の見直しの検討						

	R15(2032)	R16(2033)	R17(2034)	R18(2035)	R19(2036)	R20(2037)
Plan						
(計画)						
Do	都市計画の決定、変更					
(実行)	関係機関と調整、連携					
Check	基礎調査				★都市計画	i基礎調査
(評価)	進行管理				まちづくりの	進行管理
Act						
(改善)						

	R21(2038)	R22(2039)	R23(2040)	R24(2041)
Plan (計画)			計画改定	
Do	都市			
(実行)	関係			
Check				
(評価)				
Act (改善)		計画の見直し		

想定していない社会情勢の変化などが生じた場合には、適宜見直しを行います。